

市町における医療的ケア児支援の取組状況等について

※資料 2 - ②参照

1 協議会の場の設置状況等

- ・全市町で設置済。
- ・14市町が協議会等を開催し、医療的ケア児支援に関する関係分野の取組等を協議。

2 令和4年度における特徴的な取組・支援内容、実績例

○下関市

- ・小中学校において、医療的ケア支援員を市独自で雇用し、該当児童の医療的ケアを実施。
- ・医療的ケア児（者）への災害対策として、日常生活用具給付等事業の給付種目に、人工呼吸器用非常用電源を追加。（令和4年4月1日から）
- ・医療的ケア児が保育所等に入所する場合、入所選考時の選考指数に加点項目を追加。（令和5年4月入所分から適用）

○萩市

「医療的ケア児訪問看護事業」により、看護職員の配置がない障害児通所支援事業所に看護師を派遣。主に放課後等デイサービス利用時に訪問看護を利用。

○柳井市

日常生活用具給付事業において、新たに人工呼吸器用非常用電源を追加。（令和4年7月1日から）

○美祢市

家族から総合支援学校卒業後の居場所について相談を受け、関係機関と協議し、障害福祉サービス事業所以外の居場所を借りて一時的に利用する方向で新年度に向けて調整中。

○周南市

令和6年度に予定している医療的ケア児の就学に向けて、教育委員会と学校訪問を行い、就学先の検討・情報を共有。

3 今後の取組予定

○下関市

- ・日常生活用具給付等事業の給付種目に、浴槽（折り畳み式又は空気式など）を追加（令和5年度予定）
- ・個別避難計画、若しくはそれに類似した計画の策定及び避難訓練の実施

○山口市

日常生活用具給付事業において、給付品目に人工呼吸器用発電機・外部バッテリー等を追加し、災害時の電源確保が欠かせない医療的ケア児等への在宅支援を拡充予定。（令和5年度から）

○長門市

- ・今年度作成した支援体制表に基づき、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制を強化。コーディネーター紹介用のパンフレットを作成。
- ・令和3年11月から公立保育園（1ヶ所）において受入れを開始しているが、学童期以降の受入れ体制がないため、小学校入学予定児の児童クラブや放課後等デイサービスの受入れ体制について協議を予定。

○美祢市

受入れ可能な事業所が市内にないため、医療的ケア児等コーディネーターとともに介護保険施設等も視野に入れて、日中利用できる支援等について引き続き検討予定。

4 課題例

○岩国市

- ・医療的ケア児とその家族が利用できるサービスや人材等、社会資源の不足
- ・医療、保健、福祉、教育等多分野の横断的な連携

○長門市

- ・市内医療機関においてレスパイトの受入れ先がない。看護師不足により対応不可。

○山陽小野田市

- ・医療的ケア児が災害時の避難行動要支援者に位置付けられていない。
- ・手帳所持者は避難行動要支援者に位置付けているが、災害発生時にどう対応するかという点は決めていない。
- ・公立保育園に1名の看護師を配置しているが、学校には配置がないため、今後、ケアの必要な児童が入学する際に看護師の配置について検討が必要。

5 日常生活用具給付等事業について

全19市町の日常生活用具給付等事業の実施状況について調査を実施したところ、国の参考例としてあげられた種目（※）については、全ての市町において概ね給付対象としているところであるが、一部の市町においては、医療的ケア児等に対し、以下の独自給付を行っている【2及び3紹介例の再掲】。

○下関市

- ・医療的ケア児（者）への災害対策として、日常生活用具給付等事業の給付種目に、人工呼吸器用非常用電源を追加。（令和4年4月1日から）
- ・日常生活用具給付等事業の給付種目に、浴槽（折り畳み式又は空気式など）を追加（令和5年度予定）

○山口市

日常生活用具給付事業において、給付品目に人工呼吸器用発電機・外部バッテリー等を追加し、災害時の電源確保が欠かせない医療的ケア児等への在宅支援を

拡充予定。(令和5年度から)

○柳井市

日常生活用具給付事業において、新たに人工呼吸器用非常用電源を追加。(令和4年7月1日から)

< (※) 国の参考例としてあげられた種目 >

①種 目		②対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす (児のみ)	
	訓練用ベット (児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	
	特殊便器	上肢障害
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー (吸引器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者
	紙おむつ等	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変